

新型コロナウイルス感染症に対応した社会教育施設利用再開ガイドラインについて

令和2年5月25日

豊根村教育委員会

新型コロナウイルス感染症に対応した社会教育施設利用再開ガイドライン

豊根村では、現在、東京都などの都心を中心に感染経路不明の感染拡大が生じている状況下で、社会教育施設の利用を再開するにあたっては、利用休止期間に引き続き十分な警戒を行い、感染対策に万全を期する必要があると考えております。

つきましては、村民の皆さまにおかれましても、次の対策を参考に対応していただきますようお願いいたします。

保健管理等に関すること

(1) 感染症対策について

基本的な感染症対策の実施

「感染源を断つこと」「感染経路を断つこと」「抵抗力を高めること」の3つの感染症対策を踏まえ、以下のような取組を行うこと。

1. 感染源を断つこと

次の方法により、発熱等のカゼの症状がみられ、利用される方等については、利用を控えてもらう。

- ・朝の検温及び風邪症状の確認（利用施設で確認）

2. 感染経路を断つこと

- ・手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ・利用者等が特に多く手を触れる所は、消毒液を使用した清掃に努める。また、利用者が使用する際には、可能な限り各自消毒液等で使用するものの清掃をお願いする等、環境衛生を良好に保つ。

3. 抵抗力を高めること

- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。

集団感染のリスクへの対応

1. 集団感染防止のため3密の重複状況避けること

- ・換気の徹底…利用施設等はこまめに換気を実施すること（2方向が可能なならば実施）
- ・手の届く距離に多くが集まらない
- ・密な距離での会話や大声は避ける……密距離での会話や発生等の際はマスクの使用等

(2) 村主催イベント等開催中止等の判断基準について

村主催のイベント等開催中止または延期の判断基準については、別紙1のとおりとなっていますが、貸館などで利用する場合で、特に高齢者や子供が多く参加するものについては、主催者に村の判断基準を説明し、イベント等の開催中止などの判断をしていただきます。

その他

(1) 食品の調理等について

社会教育施設の調理室等を利用して、食品を調理する場合は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したかなどの確認を行うことや、マスクを着用するなど飛沫をとばさないように工夫すること。

また、調理したものを試食する際は、全員が試食の前に手洗いを徹底することや、飛沫を飛ばさないよう対面での会食を避ける。または、会話を控えるなどの対応をとること。

(2) 飲食スペースの利用について

社会教育施設内の飲食スペースの利用については、食事の取り分けは避け、個別で用意した弁当などでの食事利用をお願いする。

(3) ロビー等の利用について

社会教育施設内のロビー等の利用については、できるだけ短時間での利用にとどめていただき、3密の重複状況避けること。

各社会教育施設の対応

下記施設については、社会教育施設という特性上、施設ごとに利用形態が異なるため、それぞれの施設で対応を行うものとする。

- ・とよね文化広場（ふれあい会館和室、だんらんコーナー、村民ホール）
- ・村民体育館、武道館、弓道場
- ・とよねドーム
- ・社会教育会館
- ・社会教育施設「志高寮」